

下水道はルールを守って使いましょう!!

下水道に油(灯油やガソリン等)、シンナー、農薬などの危険物を流さないでください。

これらの危険物が下水管に流れ込むと、悪臭の発生、下水処理施設の機能低下等だけでなく、火災や爆発などの思わぬ大事故を起こす可能性もあります。

下水道に流してはいけないもの(例)

灯油やガソリンなどの石油類



塗料やシンナー



殺虫剤や除草剤などの農薬



- ✓ 不用の油やシンナー(塗料を含む。)、農薬などは、廃棄物として法令に基づき適切に処分してください。
- ✓ 機械、器具、容器等に付着した油やシンナー等は、できるだけ拭き取り、下水道へ流れないようにしてください。大量の油やシンナー等が付着した雑巾やウエスなどは、流して洗わずに回収、処分してください。

工場や事業場からの排水は、下水道法及び広島市下水道条例により下水排除基準が定められています。排除基準は、「特定施設に該当するか」及び「1日当たりの平均排水量」で基準値が異なります。

なお、基準を超えた場合には、水質の改善などの措置を命じられ、その措置命令に従わなかった場合には罰則が適用されます。(特定施設に該当する場合、直罰が適用される場合があります。)

【下水排除基準や特定施設に関する問合せ】

〒730-0054

広島市中区南千田東町7番1号

広島市下水道局管理課 水質管理係

TEL:241-8250